

48年 3月号

【第118号】

発行所

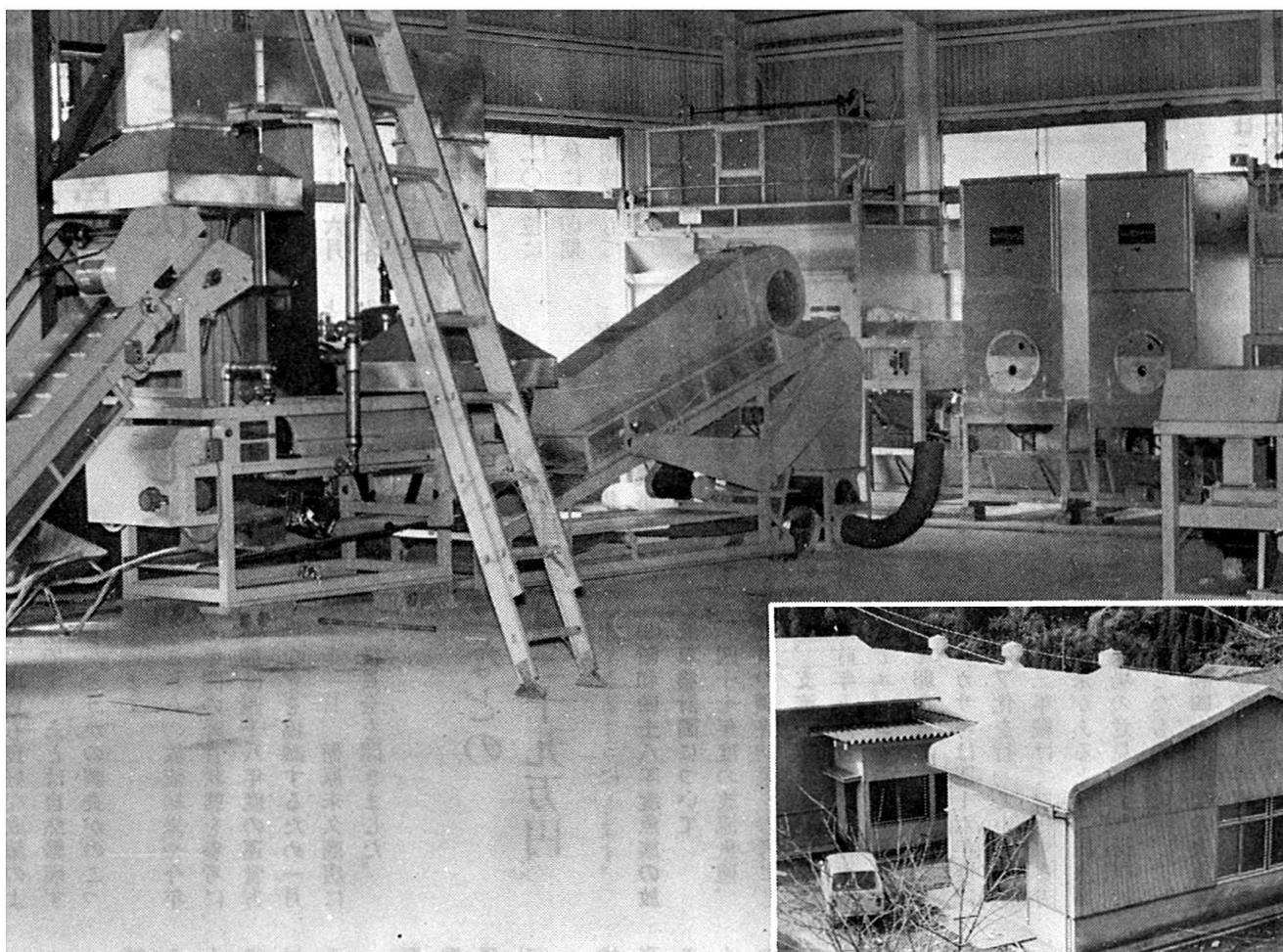
編集発行人

大分県・日田・中津江村

斉藤隆一

広
報

な かつ え



新しく完成される製茶工場 機材もほとんどすえ付を終わっています。

最新式製茶機で 今シーズンに待機

村は、高冷山間地の未開発利用、米の生産調整施策に伴わない山村における農業形態の転換を必然的に迫られ、米作農業から茶、しいたけ、わさびなど特産物主体型の農業を推進しています。特産物の中でも、これまで「津江茶」としての名声が高い茶業を促進、主産地形成をめざし昨年度より県事業、村事業として造園費を助成し目標面積三〇ヘクタールの茶園造成三ヶ年計画を樹立、まず初年度昭和四十七年度五ヘクタールの新植を予定し、生産者は苗木の購入、造園に着手しています。従来の茶園と合せて二五ヘクタールになるものです。

一方加工においては労働の省力化を図り、農協が事業体で生産団地補助事業を行ない、最新式の製茶工場を建設、製茶機など納品、据付をほぼ完了、今シーズンに備え待機しています。

造園目標三〇ヘクタールが成園された場合は、二、三機の増設を必要とします。

この工場の建設によって今までのものより良質の茶が生産されることでしょう。

人口の動態

昭和48年3月1日現在	
人口	2,778人
男	1,340人
女	1,438人
世帯数	653戸
住民基本台帳から	

津江漁協役員会を開く

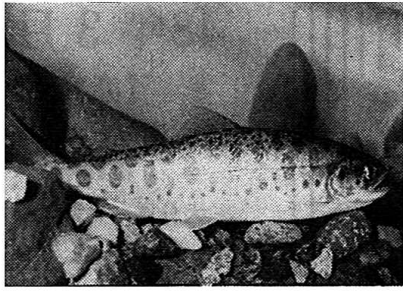
四十八年度の運営方針

などが決まりました

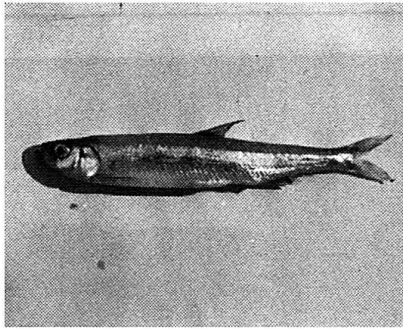
津江漁業協同組合は、漁業権免許を得て一年になり、津江地方で魚つりをする場合、遊漁規則に定められた料金を支払うことになって

いますが、皆さん方のご協力により漁場の監視面については、スムーズな運営ができています。

しかし、まだまだ村外からの遊漁者までは遊漁料金についてのPRができていないようで、監視員の人々が廻っても遊漁券なしで釣り



二〇cmに成長している昨年放流したエノハ



ワカサギはこんなにスマートな魚です

予測しています。

アユは昨年秋ごろ何尾かとれたものを調査したところ、二〇〜二五cm程度に成

協議事項

エノハ、アユなどの

放流事業は三十九万円

梶原組合長から提案された当役員会の協議事項は次のとおりです。

(1) 漁業権の切替えについて

現漁業権免許は昭和四十八年十二月三十一日が期限となっております。この切替えを行なうと同時に免許魚種に「アユ」と「がまつか」の二魚種を追加することになりました。

(2) 定款の変更について

新しく国から示された模範定款例により、県の指導で定款を変更することになって

います。主な変更は通常総代制を完全に適用し、役員及び総代を総会外で選

長、体周も良好な成績のようです。あとは自然繁殖するかどうかの調査がのこっています。

これらの放流結果や今年一年間の経営状態を参考に、漁協は四十八年度の運営方針などを協議するため一月三十一日、梶原末久商店にて役員会を開きました。

出できるようにします。

(3) 昭和四十八年度魚族の放流事業計画について

四十七年度の放流魚種、数量や調査結果を参考にし、支流一帯にエノハをほぼ昨年と同量、ダム湖水内にアユ、コイの稚魚とワカサギ卵を放流する計画です。ワカサギは四十六年度に卵のフ化を行っています。二〜三年続けてフ化する方が効果があると、県内水面試験場の意見により再び計画をしたものです。

(4) 昭和四十七年度の決算見込及び四十八年度収支予算について

決算見込額は収支共七十九万円程になるようです。

四十八年度予算もほぼ同額八十万円位となり、収入の主なものは組合費（一人四百円）二十一万円、遊漁料二十万円の他、関係町村からの助成を要望しているところ

です。支出については放流事業費が主で三十九万円、漁場監視費十三万円、その他事務費となっています。

(5) その他

漁協発促以来三年目、事業、事務量も多くなり、事務体勢を整えることが提案され、これから強化して行くことになり、事務局でその対策を検討することになっています。

放流計画

魚種	放流量	価格
コイ	10,000尾	50,000円
エノハ	10,000尾	200,000円
ワカサギ	5箱100方粒	40,000円
アユ	5,000尾	100,000円
計	—	390,000円

ヨリイダは

とらないように

三月の下旬頃から暖くなり、雨も多くなると早いところではイダ（うぐい）が産卵のため「ヨリイダ」するようになります。

津江漁協の行便規則ではイダは三月一日から五月三十一日まで禁漁期間です。普通の漁法でも捕られないことになっています。

五月三十一日が過ぎても中津江村、上津江村の上流の方では七月頃まで「ヨリイダ」します。

「ヨリイダ」は絶対にとらないようご協力ください。これがいつまでも守れず

禁漁期間外だからというところで産卵期の魚をむやみにとるようでは、規則の方で禁漁期間を延ばさねばならず、善良な組合員に迷惑がかかります。

また毒物を流して魚をとる方法は県の規則でも禁止されています。このような者を見かけましたら至急警察の方へご連絡ください。

ご存じですか

健康管理手帳制度を

労働安全衛生法が昭和四十七年十月一日に施行され、

健康管理手帳制度ができました。本制度は、各事業場において粉じん作業などに従事して、その後やめられた場合、一定の要件に該当する労働者に対して、国は健康管理手帳を交付して、これから定期的に健康診断を国の費用で受けていただきます、その者の健康管理を行なおうとするものです。

有効期限は三月末日

(2)粉じん作業に従事し、じん肺法によりじん肺健康管理区分にて要注意として決定され、かつ既に離職している者。

国民健康保険

被保険者証が変ります

現在使用されています国民健康保険被保険者証(通称「保険証」といっています)は昭和四十六年四月一日に交付され、今年三月三十一日まで有効のものです。従って、四月一日から新しい保険者証を使用する訳ですが、この交付は次のとおりに行ない、部落員さんにご相談下さい。

保険証交換日程及び場所

月 日	時 間	場 所
三月三十日	午前九時～十一時 午後一時～三時	鯛生小学校 丸蔵小学校
三月三十一日	午前九時～十一時 午後一時～三時	川辺小学校 野田小学校

一、本制度の対象となる者
(1)ベンジン、ベーターナフチルアミン等を製造し、または取り扱う業務に三ヶ月以上従事したことがありかつ既に離職して、この物質に基づく疾病により労災保険給付を受けていない者。

昭和三十七年十月一日以前の離職者は昭和四十八年三月三十一日までに、また昭和四十七年十月一日以降の離職者は、離職後六ヶ月以内に所定手続を行なうこと、なっています。

大分労働基準局

津江林研視察記

先進林業地を訪ねて (2)

上津江村小平 井 上 伸 史

三重県飯高町 七千本で間伐木の利用には、吉野と伊勢を結ぶ交通の要路であった、めか、吉野林業に影響されその一環として発達した。年間雨量が三千〜四千ミリ、年平均気温一三度以内である。枝打ちにより集約化され初めたのが二〇年代以前で、その歴史は浅く久保さんが枝打ちを本格的にやり出したのが昭和三十年頃で当初二千本位自分で枝打ちをした。

まる五〜六年生の頃から成長に応じ毎年打ち上げるのが最もよいが、労務の条件があり困難で数年ごとに打つことがあるが、二〇年、二五年までに四〜五回の枝打ちが理想である。打ち上げの高さは一玉となる四メートル、元太り曲りを見込んで五メートルとする。二玉なら九〜一〇メートル以上の枝打ちは経費から考え必要ないが、搬出のよいところ、地味のよいと思われる時は高く打つ。

これを伐採して調査した結果、三六パーセントの無節材が取れ枝打ちの必要性を知ったとのことである。

雪害、赤枯に弱いと言われるが、これは若木からの種子の採取、親木の選定が不十分であったためで又種苗業者への問題、山林所有者への無感心が原因であると言われた。

植付けについては、優良な苗であっても、その段階での取り扱いが悪ければ活着しにくいし、苗木の根の乾燥を防ぐのに苗袋を使用するなど、細心の注意が必要である。

この地域では五月中旬から八月下旬に久保さんは、通年雇用するための手段として枝打ちを初めたのも一つの動機だと述べられた。

植付けは、町歩六千本閉(枝がはり合う)のはじ

(以下次号へつづく)

広域圏事業

特別養護老人ホームの職員を募集しています

日田玖珠広域市町村圏事業で、天瀬町女子畑に特別養護老人ホームが近く完成し、四月から運営開始となる予定です。

に働く従業員を次のとおり募集していますから、希望者は中津江村役場総務課にて申込用紙を受けとり、受験の手続きをしてください。

一、職種及び受験資格

職種	採用人員	性別	年齢	資格	その他	仕事の内容
栄養士	一名	女	二〇才 三〇才	栄養士の免許	若通勤できる	入居している老人の食事の献立など
看護婦	一名	女	一八才 四〇才	看護婦又は准看護師の免許	"	入居している老人の健康管理など
寮母	若十名	女	二五才 四五才	"	"	老人の食事、入浴、身の廻りの世話など
炊事婦	若十名	女	一八才 四〇才	"	"	老人の食事を調理する
管理人	一名	男	二五才 四〇才	普通自動車運転免許	宿舍に入居できる者	建物、敷地の管理ボイラー自動車運転業務など

受験資格は昭和四十八年一月一日以後日田市郡、玖珠郡内に居住している者で特に老人に理解があり、身体強健な人となっています。

試験場所 日田市役所内
試験の内容 作文試験、面接試験、身上調査

二、受付期間

昭和四十八年三月一日から同年三月二十五日まで。

三、試験の内容、日時及び場所

試験日時 昭和四十八年四月十日、午前九時

その他詳しいことは、中津江村役場総務課に問合せください。

香典返しと寄附のお礼

去る二月、母タツエさんをなくしました八所部落の坂本休さんから、香典返しとして中津江村社会福祉協議会に金一封の寄附をいただきました。

社会福祉協議会では、みなさんにお知らせし、なくなられましたタツエさんのごめい福をお祈りするとともに社会福祉事業に役立てたいと感謝しています。紙上をかりて謹んで厚くお礼を申し上げます。

中津江村社会福祉協議会

計量器の定期検査は四月四日です

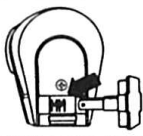


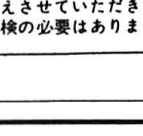
計量器の定期検査が本年四月四日に行なわれます。これは三年に一回、業務上の証明または商業上の取引に使用している計量器を対象に、大分県計量検定所が行なうものです。このように商業上に使

ている計量器は必ず検査を受けて使用するようになっています。

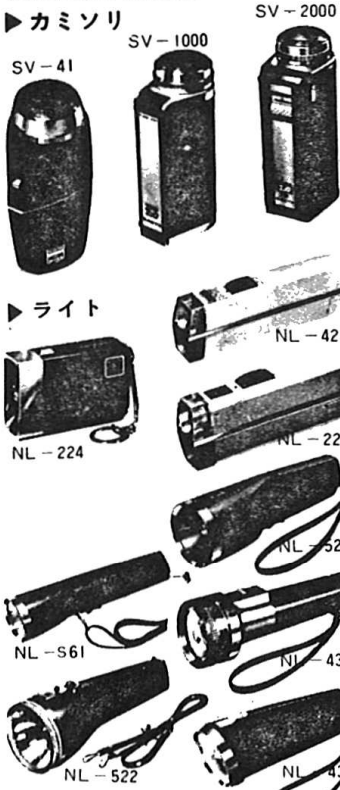
旧型カドニカ充電式ライト・カミソリはとりかえましょう

旧型カドニカ充電式のライト、カミソリは充電回路部分に欠陥があり、回収し取り替えると昭和四十六年十月頃から各新聞紙上で報道してまいりましたが、これは、充電中に発熱し火災の原因にもなるので県下消防署長会を通じて、欠陥製品の回収協力が依頼がきています。現在使

っていますので、すべて安心してご使用いただけます。現在販売中のカドニカ製品は、充電回路を安全ヒューズつきまたはトランス方式に改良

品番	お調べいただく個所と記号
SV-41	回収の上、全数新製品とおとりかえさせていただきますので点検の必要はありません。
SV-1000	 充電用差込みプラグを抜き、その奥の白いプラスチック板に「MM」又は「SM」の記号のない製品は回収の上、新製品とおとりかえいたします。
SV-2000	 豆球取替用ゴムを取りはずした内側記号の数字のあとに、記号のない製品は回収の上、新製品とおとりかえいたします。
NL-221 421	 ヘッドリングを正面奥に、記号のない製品は回収の上、新製品とおとりかえいたします。
NL-431 432 521 522 S61	 ヘッドリングを正面奥に、記号のない製品は回収の上、新製品とおとりかえいたします。
NL-224	回収の上、全数新製品とおとりかえさせていただきますので点検の必要はありません。

旧型回収対象製品



※検査日時 四月四日午前 十時から午後三時まで
※検査手数料 一個につき 百円程度。
※検査場所 中津江村役場